

第3章

目指す都市像



1 基本理念

大正15年(1926年)、当時の千歳村民が総出で原野に一本の着陸場を造り、小樽新聞社(現 北海道新聞社)所有の「北海」第1号が着陸しました。千歳における空港の始まりです。

このことを原点として、千歳市民には、事に当たっては一致団結するという開拓精神がまちづくりの根底に脈々と流れています。

このような千歳の発展の歴史や、先人が時を重ねて守り続けてきた貴重な財産、また、支笏湖をはじめとする豊かな自然を、かけがえのない子どもたちの未来へ確実に受け継いでいく必要があります。

近年は、国際化や情報化の進展に加え、ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化が極めて速く、日々の変化に敏感に対応する必要があります。

また、豊かな自然環境や豊富で良質な水、北海道内にとどまらず世界に通じる良好なアクセス性など、千歳市が持つ特性や資源、優位性を最大限に生かし、まちの魅力や利便性をさらに高めるとともに、積極的な情報発信に努め、まちの勢いを一層加速させることが重要となっています。

「まちの活力、発展の原動力は“人”」です。

人口の増加を維持し、目標に向かって市民や企業、行政が一体となって取り組むことは、活発な市民活動や企業活動を生み、そのことがさらなるまちの活力となり、これから活躍する人たちが将来に夢を持てるような新しい魅力を創ります。

このことから、引き続きまちの勢いを持続し、このまちに暮らす市民がお互い支え合い「幸せ」を感じ、「住みやすい」、「住んで良かった」と思える、活力あるまちづくりを推進します。

本計画においては、将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う若い世代の方々の様々な意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、市民の誇りである新千歳空港や支笏湖及び周辺の山々、また、豊富で澄んだ水が流れる千歳川や内別川など、変わることはない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていくことを基本理念とします。



2 将来都市像

基本理念に基づき、人口増加が続く活気あふれるまちづくりを目指す千歳市の将来都市像を次のとおりとします。

人をつなぐ世界をつなぐ 空のまちちとせ

人をつなぐ

人口の増加を維持し、多様な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ

まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”

空のまち

村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”



3 人口の将来展望

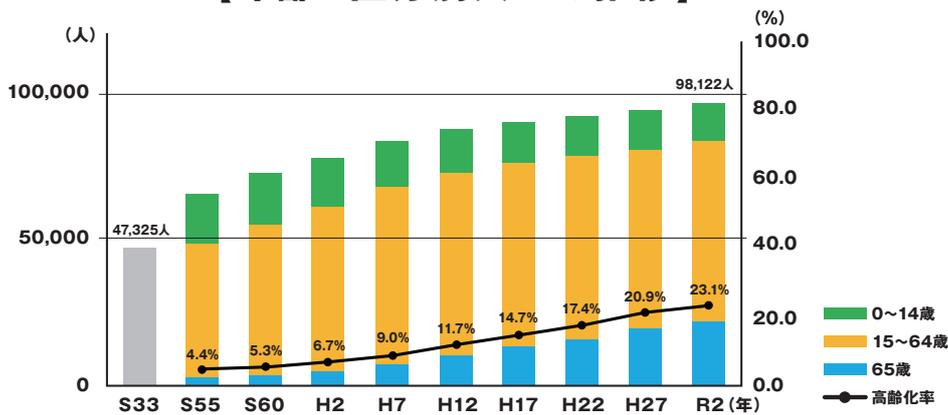
1. 千歳市の人口の現状

千歳市の人口
(2020年10月1日現在)

98,122人

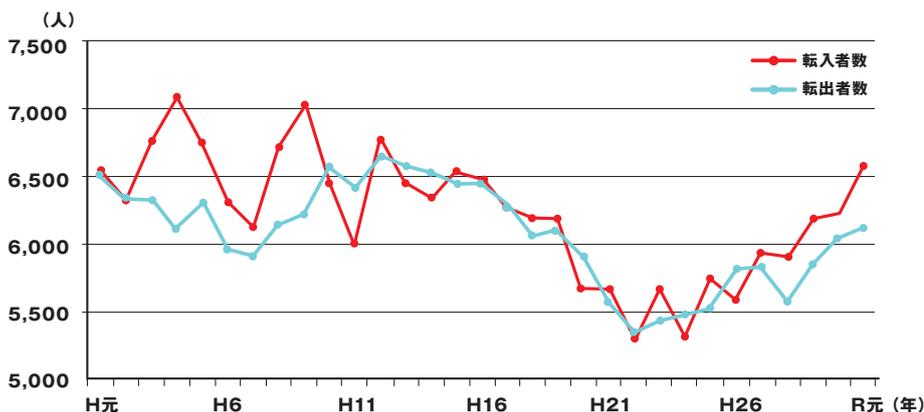
●千歳市の人口は昭和33年(1958年)の市制施行以来順調に増加を続けており、令和2年(2020年)10月1日現在の人口は、98,122人となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



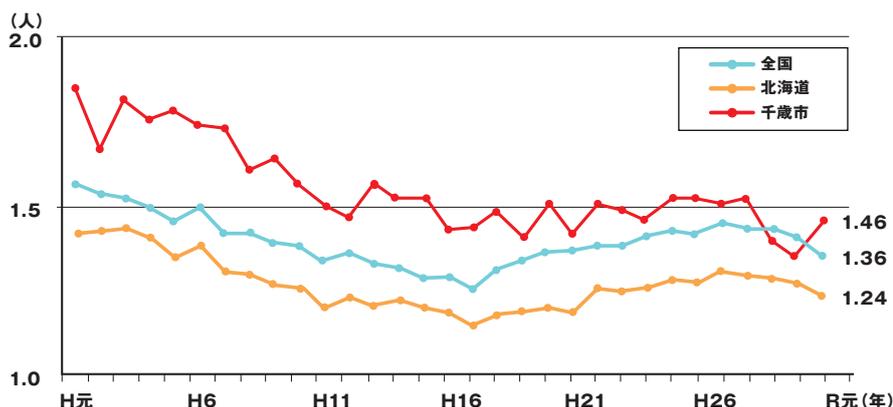
●年齢3区分別に人口の内訳を見ると、年少人口(0~14歳)は減少傾向、生産年齢人口(15~64歳)は横ばいで推移しています。また、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)における高齢化率は23.1%となっています。

【転入・転出者数の推移】



●千歳市の転入者及び転出者は、それぞれ毎年、人口総数の約6%にあたる5,000~6,000人で推移しており、近年は増加傾向にあります。

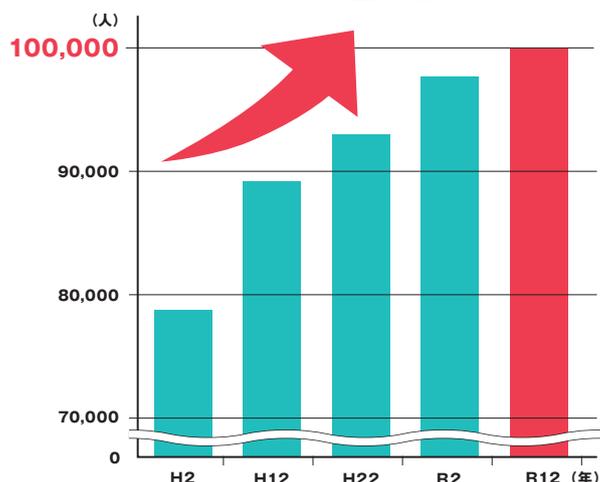
【合計特殊出生率の推移】



●千歳市の出生数は減少傾向にあり、令和元年(2019年)には10年前と比べ約100人少ない812人となっています。また、合計特殊出生率^{*1}も低下傾向にあり、平成29年(2017年)に全国平均を下回りましたが、令和元年(2019年)には、再び全国平均を上回る水準へ回復しています。

2. 将来人口

2030年
千歳市の将来人口 **10万人**



千歳市は、全国的に人口減少が進む中、人口増加を続ける数少ないまちです。

また、新千歳空港や支笏湖など多くの特性や優位性を有する発展の可能性に満ちたまちであり、今後も、空港の発展や新たな企業の誘致、教育環境・住宅環境の充実等に取り組むとともに、デジタル化のさらなる推進や、ICTを活用した新しい働き方など多様なニーズへの積極的かつ柔軟な対応等により、まちの魅力をさらに高めていくことが必要です。

本計画では、人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、人口増加に特化した施策や事業を“人口戦略プロジェクト”と位置付け、転入超過数の維持や出生数の回復などに戦略的に取り組み、道央圏の中核都市として、さらなる「高み」を目指すこととし、令和12年(2030年)における千歳市の将来人口を10万人とします。

3. 目指す方向性

方向性1 雇用の創出や教育環境、住宅環境の充実等に取り組む、“人口の定着、転入者の増加”を目指します。

方向性2 結婚や出産、子育てに関する希望をかなえる環境づくりに取り組む、“出生数の回復”を目指します。

方向性3 千歳市が持つ多くの観光資源や地理的優位性^{*2}などを生かして“交流人口^{*3}の拡大”や“関係人口^{*4}の創出”を目指します。

用語解説

※1 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

※2 地理的優位性: 道路網や鉄道網、空港等が整備されるなど、地理的に優れていること。

※3 交流人口: 地域外からの旅行者や短期滞在者のこと。

※4 関係人口: 通勤・通学者や過去に観光等で来訪経験のある人、ふるさと納税の寄附者など、まちにゆかりのある人たちのこと。

4 国土強靱化の推進

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性から、これまで数多くの災害に見舞われてきました。近年では、気候変動の影響から、大型台風の発生や局所的な短時間豪雨等による被害が頻発・激甚化^{※1}しており、各地で甚大な被害が発生しています。また、大地震や火山噴火等の大災害もこれまで多く発生しており、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、未曾有の大災害を経験し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的・計画的な実施が重要になりました。

この教訓を踏まえ、国は平成25年(2013年)6月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定しました。

また、この法律に基づき、平成26年(2014年)6月に策定した「国土強靱化基本計画」では、「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとしています。

一方、千歳市においても、台風による大規模な倒木や土砂崩れ、地震による市内全域の長時間停電(ブラックアウト)など、これまで想定していなかった事態が発生しています。さらに、支笏湖周辺には活火山である樽前山と恵庭岳が存在し、中でも樽前山は、現在も噴気活動を続けており、注意が必要であるほか、市街地中央部には千歳川をはじめとする複数の河川が流れていることから、浸水等の発生にも備える必要があります。

また、国内外の航空路線が就航する新千歳空港を有し、道内各地の主要都市を結ぶ鉄道や高速道路網が整備され、北海道における交通の要衝^{※2}となっている千歳市では、今後も災害等による様々な被害により、市民生活や社会・経済活動に多大な影響が及ぶことが想定されます。

このことから千歳市においても、国が策定した国土強靱化基本計画と整合を図りながら、地域の特性に合わせた国土強靱化の取組を推進します。



千歳市総合防災訓練



樽前山

用語解説

※1 **激甚化**: その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与える事態となること。

※2 **交通の要衝**: 新千歳空港をはじめ、JR鉄道、高速道路、国道などが結節し、交通面で重要な場所となっていること。

5 土地利用の基本方針

1. 土地利用の基本方向



千歳市は、東西に細長い行政区域を持ち、東から西に向かい、生産性の高い「農業地域」、空港や鉄道を中心に人口の9割以上が居住する「都市地域^{※1}」、山岳、湖などの自然環境に恵まれた支笏洞爺国立公園支笏湖地域をはじめ、広大な国有林等を主とする「森林地域」及び「自然公園地域」で構成されています。

また、千歳市の特徴として市街地の東・西・南の三方に防衛施設が位置しているとともに、国・公有地が総面積の約75%を占めるなど、土地利用に制限があります。

近年の経済等のグローバル化、地球環境問題の進行や少子高齢化・人口減少等を背景に、持続可能なまちの発展を目指すためには、自然環境の保全を図りつつ、有効かつ適切な土地利用を進めていくことが重要です。

このことから、土地利用の基本方向を次のとおりとします。

方向性1	環境と経済の調和を基本とし、市民が生き生きと暮らし、各種産業が展開できる社会の実現を目指し、地域の特性などを十分に踏まえながら、都市地域・農業地域・森林地域及び自然公園地域ごとに適正な土地利用を図ります。
方向性2	自然環境の保全を図りつつ、市民の生命及び財産を災害から守り、安全で安心な生活を確保するための都市基盤の整備について、総合的かつ計画的に進めます。
方向性3	将来の人口減少社会に備えて、既存施設や低未利用地 ^{※2} などの有効活用を基本とし、成熟した都市形成を推進します。

用語解説

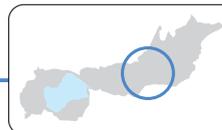
※1 **都市地域**: 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域のこと。都市計画法により、都市計画区域に指定されている市街化区域や市街化調整区域などをいう。

※2 **低未利用地**: 空き地、空き家となっているなど、周辺と比較して有効に活用されていない土地のこと。

2. 地域類型別の土地利用の基本方向

都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

都市地域



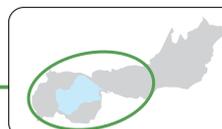
- 市街地については、将来の少子高齢化・人口減少に対応した、豊かで暮らしやすい都市形成を目指し、安全で快適な都市生活のために必要な都市機能の適正配置や既存施設・低未利用地などの有効活用、利便性の高い交通環境の確保を推進します。
- 住宅系市街地については、無秩序な拡大を抑制することとし、低未利用地の有効活用を推進することを基本としますが、環境保全上の観点への配慮や農林業との十分な調整を図り、市街地整備の見通しが確実になった市街化調整区域について、市街化区域への編入を検討します。
- 工業系市街地については、今後も企業誘致を推進し多様な産業の集積を目指し、低未利用地の有効活用を進めるほか、地域産業の活性化等を踏まえ、新千歳空港周辺の都市的土地利用の可能性について検討します。
- 商業系市街地については、無秩序な拡大を抑制することとし、低未利用地の有効活用を推進することを基本とします。
- 自然災害などに対する安全性を高めるとともに、地域の実情を考慮しながら、災害に強い都市構造の形成を図ります。
- 良好な都市景観の創出などにより、美しくゆとりある都市環境の形成を推進します。

農業地域



- 生産性が高く魅力ある農業経営を目指すため、土地改良や排水整備など優良農地の確保に努めます。
- 農村における景観の維持・形成を図るとともに、適正な農用地利用に配慮しながら、地域資源の特性を生かした都市と農村の交流を促進する環境づくりに努めます。

森林地域及び自然公園地域



- 支笏洞爺国立公園に指定されている支笏湖及びその周辺地域については、貴重な動植物、山岳、湖沼、景観などの優れた財産を保護するとともに、観光や自然体験・学習等の場として、環境との調和に努めながら計画的な利用に努めます。
- 国有林をはじめとする原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林については、自然環境の維持と保全に努めます。
- 国立公園以外の良好な自然を形成している地域については、将来にわたって市民がその恵みを楽しむことができるよう、自然環境の適切な保全と調和を保った適切な利用に努めます。